

# カープライス 規約(2018年11月09日改訂)

オークション規約	2
ユーザー出品車両規程	11
会員出品規程	13
落札規程	15
査定検査規程	17
書類規程	20
クレーム規程	23

# オークション規約

2018年 11月 09日

## 第 1 章 総則

### 第 1 条(目的)

1. 本規則は、カープライス株式会社(以下「当社」という。)が主催するオートオークション(以下「オークション」という。)について、その参加資格・運営方法等について定めるものである。
2. オークションは、本規則と併せて、別途定める「ユーザー出品車両規程」、「会員出品規程」、「落札規程」、「検査規程」、「書類規程」、「クレーム規程」、その他オークションを円滑に運営するために定める要領(以下まとめて「オークション諸規程」という。)に基づき主催するものとする。

### 第 2 条(定義)

1. 「カープライスグループ」とは、後記表示の企業の総称とする。
2. 「出品店」とは、オークションにおいて車両の出品を行う会員とする。
3. 「落札店」とは、オークションにおいて車両の落札を行う会員とする。
4. 「ユーザー」とは、保有する自動車をオークションを通じて売却する意思があり、かつ中古車売買を業としない者を指す。
5. 「カープライス・パートナー」とは、当社との業務委託契約に基づき、出品車両の検査や指定業務を行う検査員として当社が指定した者を指す。

### 第 3 条(オークションの方法)

オークションにおける出品、落札等の全ての取引は、当社のオークションシステムにて処理されるものとし、会員は、このシステムによる全ての結果を遵守しなければならない。

### 第 4 条(オークション情報等の告知)

1. オークションの開催日、開催時間等は、当社ホームページやオークションアプリケーション(以下「カープライスホームページ等」という。)に掲載するか、当社よりメール等にて通知するものとする。
2. 前項について、当社の運営都合上、オークションの開催日、開催時間等を変更した場合も、カープライスホームページ等に掲載するか、当社よりメール等にて通知するものとする。

### 第 5 条(権利の帰属)

1. オークションにおいて提供する車両情報、その他のオークション情報(以下「オークション情報」という。)及びカープライスホームページ等に関する著作権その他一切の権利は、当社に帰属する。また、オークション情報が会員から提供されたものであっても同様とする。
2. 会員は、オークションに参加する目的で使用する場合を除き、転用、加工等の方法を問わず、オークション情報を流用してはならない。

### 第 6 条(本規則等の改定)

1. 本規則または諸規定の改定については、カープライスホームページ等に掲載することにより告知する。
2. 会員は、前項のカープライスホームページ等を常時確認しなくてはならない。
3. 会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第1項の改定を承認したものとみなす。

### 第 7 条(会員情報の取扱い)

1. カープライスグループは、会員の情報、会員会社の取締役または従業員等の個人情報(以下「会員情報等」という。)について、オークション運営の目的を円滑に達成するため、他のカープライスグループ会社、業務委託先及び業務提携先等に提供することができるものとし、会員はこれを承諾する。
2. カープライスグループは、以下の各号のいずれかに該当する場合にも、第三者に対して会員情報等を開示できるものとする。

- 1) 開示することについて当該会員の同意があったとき
  - 2) 法令等に基づき、裁判所、捜査機関、弁護士会またはその他公共機関からの開示請求があったとき
  - 3) その他、紛争の解決及びオークションの公正な運営を行うため、情報開示が妥当と当社が判断したとき
3. 個人情報の取扱いについては、本規則に定める他、カープライスグループが別途定める個人情報保護方針に従って定めるものとする。

#### 第 8 条(免責)

カープライスグループは、以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。

1. 当社又は会員のホストコンピュータ、これに付随する全てのハードウェア及びソフトウェアの故障等の原因により発生する損害
2. 通信機器または通信回線等の機器のトラブル等による送信データの変化、または消滅による損害
3. システムまたは指定機器に起因する事故による損害
4. 会員の操作ミス等と想定される原因により発生する損害
5. 天変地異、落雷、火災、異常電流、戦争、テロその他の不可抗力に起因する損害

## 第 2 章 会員規約

#### 第 9 条(会員の種類)

会員の種類は、「正会員」と「特別会員」とする。

#### 第 10 条(正会員)

以下の要件をいずれも満たす会員を正会員とする。

1. 古物商許可証(自動車)を所持する中古車取扱事業者であること
2. 常設の営業所を有し、現に営業活動を行っていること

#### 第 11 条(特別会員)

1. 当社が特別に認めた会員を特別会員とする。
2. 特別会員の権利義務については、別途契約を持って定めるものとし、契約の定めのない事項については本規則による。

#### 第 12 条(入会手続)

1. 入会申込者は、所定の入会申込書(当社が定める電子申込フォームを含む)に必要事項を記入し、かつ、本条第2項の第1号から第11号までに該当しないことを表明・確約した上で、当社所定の審査を経て会員になることができる。
2. 以下の各号に該当するものは会員となることができない。
  - 1) 過去5年以内に一般の支払いを停止された者
  - 2) 過去に刑事事件で有罪の判決を受けた者(法人会員の場合は、代表者または取締役が刑事事件で有罪判決を受けた場合も同様とする。)
  - 3) 過去5年以内に破産、個人再生、民事再生、会社更生その他これらに類する手続きの開始申立てがなされた者
  - 4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びその密接交際者その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)である者
  - 5) 代表者、責任者、取締役または従業員等もしくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力である者
  - 6) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者
  - 7) 代表者、責任者、取締役または従業員等もしくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者
  - 8) 反社会的勢力が経営を支配し、もしくは実質的に経営に関与していると認められる者
  - 9) 反社会的勢力に資金提供または便宜供与を行った者その他反社会的勢力と密接な関係がある者

- 10) 反社会的勢力と取引関係がある者
- 11) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的その他理由の如何を問わず、反社会的勢力を不正に利用していると認められる関係がある者
- 12) 当社が会員としてふさわしくないと認めた者

#### 第 13 条(会員からの相殺の禁止)

会員は、カープライスグループに対して負担する債務と債権を相殺することができない。

#### 第 14 条(契約期間)

当社と会員の会員契約の期間は、第12条第1項により当該会員が会員となった日から1年とし、契約満了日の3ヶ月前までに当事者双方のいずれかから異議の申し出のない限り、更に1年延長される。その後も同様とする。

## 第 3 章 会員の権利・義務

#### 第 15 条(会員の権利)

会員は、当社が主催する全てのオークションに参加して、車両を落札することができる。また、一部コーナーにおいては、車両を出品することができる。ただし、当社は本規則またはオークション諸規程に基づき、会員の参加できるオークションを制限することができる。

#### 第 16 条(会員の規則遵守義務)

会員は、本規則またはオークション諸規程を遵守する義務を負う。

#### 第 17 条(通知義務)

1. 会員は、氏名または商号、代表者、住所及び主たる営業所の所在地、電話番号、取引銀行、住所その他届出内容に変更が生じた場合は、当社に対して、速やかに所定の変更届を提出しなければならない。
2. 会員は、サービスに用いるIDやパスワードが漏洩したと思われる場合、当社に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

#### 第 18 条(禁止行為)

会員は、次の行為をしてはならない。

1. 会員以外の者を、オークションに参加させること。
2. オークション情報を転用し、または会員以外の者に開示すること。
3. サービスに用いるログイン ID またはパスワードを第三者に教示すること。
4. カープライスを通さず、出品店と落札希望者が直接に商談して取引すること。
5. カープライスを通さず、成約車両の不具合等について、出品店またはユーザーと落札店が直接交渉すること。
6. その他当社の定めるオークション諸規程で定める条項に違反すること。

#### 第 19 条(会員の責任)

会員は、会員以外の者が当該会員名義のID、パスワードを使用して当社主催のオークションに参加した場合、理由の如何を問わず、当社に対し一切の責任を負い、債務を負担する。

#### 第 20 条(参加制限)

下記の各号の1つに該当する場合、当社は、その会員のオークションへの参加を制限することができる。

1. 当該会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。
2. 当社との間に3年以上取引がなく、かつ会員の登録された住所、電話番号等に連絡しても連絡が取れないとき。
3. 第12条第2項各号に該当することが判明したとき。
4. その他オークション諸規程に違反したとき。

## 第4章 出品・落札

### 第21条(出品)

1. 会員は、次条以下の定めるところに従い、オークションに車両を出品することができる。ただし、当社は、必要に応じて出品車両の台数、車種、車名、年式、型式を制限することができる。
2. 車両の出品手続については、本規則に定めるもののほかは、諸規程に定めるものとする。

### 第22条(出品手数料・成約手数料)

1. 会員は、出品に際し当社に対して出品手数料を支払うものとする。
2. 会員は、出品した車両が成約した場合には、当社に対して成約手数料を支払うものとする。
3. 手数料の額については、当社が別途定めるものとする。

### 第23条(出品店の整備義務)

会員は、出品に際してはエンドユーザーの立場に立って車両の点検整備を十分に行なわなければならない。

### 第24条(出品申し込みと誠実義務)

1. 出品の申し込みは、オークション出品票(以下「出品票」という。)への必要事項の記入をもって行う。
2. 出品店は、出品票の事前確認を行い、内容に相違なければ署名をしなければならない。これをもって出品申し込みが完了されたものとする。
3. 出品申し込みが完了した時点で出品手数料を支払う義務が生ずる。
4. オークション開始30分前を過ぎて、出品を取り消した場合、出品店は、出品手数料に加え、車両1台につき当社が定めるキャンセルペナルティを当社に支払うこととする。
5. 出品店は、諸規程に従い、出品車両の車種、車名、車歴、仕様、品質、瑕疵の程度等必要事項を正確かつ誠実に当社に対して申告する義務を負い、出品票の内容全てについての責任を負う。
6. 出品店は、申告漏れ、誤記入、その他申し込みによって生ずる全ての問題について責任を負わなければならない。

### 第25条(出品車両基準)

1. 出品車両は以下の基準に適合したものでなければならない。ただし、当社が出品を認めた車両についてはこの限りではない。
  - 1) 一般走行、安全走行が可能な車両
  - 2) 完全な所有権の移転が可能である車両
  - 3) 事故車または粗悪車でないこと
  - 4) 走行可能なバッテリーを搭載した車両であること
  - 5) 出品時の残燃料が10リットル以上あること(但し、ユーザー出品車両はこの限りではなく、別途ユーザー出品車両規程に定めるものとする)
  - 6) 車両の室内外が清掃済みであること(但し、ユーザー出品車両はこの限りではなく、別途ユーザー車両規程に定めるものとする)
  - 7) スペアタイヤ、ジャッキ等の工具を具備していること
2. 当社は、前項にかかわらず、諸規程をもって、出品車両の種類、品質に応じたオークションを開設することができる。

### 第26条(オークション順序等の決定)

オークション順序および各コーナーの振分け(出品番号の決定を含む。)は、当社が決定するものとする。

#### 第 27条(落札)

1. 会員は、次条以下の定めに従い、オークションに参加して車両を落札することができる。
2. 落札は、当社がオークション取引の成約を認めた際、成立する。
3. 車両の落札手続きについては、本規則に定めるもののほか、オークション諸規程をもって定めるものとする。

#### 第 28条(落札手数料)

1. 会員は、車両を落札した場合には、当社に対して落札手数料を支払うものとする。
2. 手数料の額については、当社が別途定めるものとする。

#### 第 29条(落札店の車両確認義務)

会員は、車両の落札にあたっては、出品票の記載内容及び掲載写真の十分な確認を行い、更に落札後もオークション諸規程に定めるクレーム申告期限内に、会員が落札した車両(以下「落札車両」という。)と出品票及び掲載写真との相違がないことを再度確認しなければならない。

#### 第 30条(落札価格)

1. 落札価格は、セリ最終価格とし、当社が落札価格を付けたと認めた会員を落札店とする。
2. 落札価格とは、落札車両の本体部分の価格及び落札手数料(税別)の合計額を指す。関連する消費税、リサイクル預託金、自動車税未経過分相当額については諸規程に従い、別途精算することとする。
3. 落札車両に関する売買契約は、当社と落札店の間で成立する。落札店は、当社から送る請求書とオークション諸規程に基づき、その契約に定める期限内に当社宛支払を実行する義務を負う。

#### 第 31条(商談落札)

1. 会員は、当社が仲介することにより、流札車両を購入することができる。
2. 後商談による落札手数料は、通常手数料に10,000円(税別)を加算する。但し、逆商談の場合においてはこの限りではない。
3. 後商談はFAX、E-Mail、又はカープライスホームページ等を介した申し込み順とし、オークションの最終応札価格以上で入札しなければならない。
4. 後商談の申し込みは撤回できない。

#### 第 32条(車両の引取り)

1. 落札店は、落札価格及びそれに関わる消費税、リサイクル預託金、自動車税未経過分相当額、陸送費用、その他費用及びそれらに係る消費税(以下「落札車両代金等」という。)を当社の指定する銀行口座に振込を行った上で、車両所在地より落札車両を引き取らなければならない。但し、車両所在地から落札店への陸送手配はカープライスが請け負うものとし、所定の陸送費用については落札車両代金等と併せ落札店に請求するものとする。
2. 落札店の都合によって落札車両の陸送及び納車が滞る事態が発生した場合、落札店は、当社に対して別途定めるペナルティを支払わなくてはならない。

## 第 5 章 検査

#### 第 33条(検査)

1. 当社及びカープライス・パートナーは、会員の便宜に資するため、出品車両を検査し、オークション諸規程に定める評価基準により評価する。
2. 前項の検査は、評価点の設定を目的にしており、評価点はコンピューターにより算出されたもので、出品車両の品質を保証するものではない。
3. 会員は、本条第1項に基づき、当社が行った検査の内容及び評価点を参考にすることはできるが、その正確性を保証するものではない。会員は、オークションシステムにアップロードされる写真を全て確認した上で応札することとし、出品票の記載内容及び掲載写真の相違については、原則クレーム規程に基づく対応とする。但し、写真の確認によって、出品票記載内容の誤りや記載漏れが判別可能である場合は、写真優先として当社あるいは出品店、ユーザーは一切の責任を負わない。

4. 評価点は参考値であり、これに関してのクレームは受け付けない。

## 第 6 章 書類

### 第 34 条(車両の譲渡書類)

1. 出品店は、成約車両に関する譲渡書類を、オークション開催日を含む7日以内に当社に引渡さなければならない。(但し、ユーザー出品車両は上記の限りではなく、別途ユーザー出品車両規程に定めるものとする)
2. 当社は、落札店が落札車両代金等を当社に支払うのと引換えに、当該落札車両の譲渡書類を落札店に引渡す。当社に譲渡書類が到着する前に、落札店が落札車両代金等を支払った場合、当社は譲渡書類を受領後、速やかに落札店に譲渡書類を引渡す。
3. 落札店が当該オークションにおいて別途車両を出品しており、その車両が成約した場合、当社は、前項にかかわらず、落札店による落札車両代金等の支払および当該成約車両の完備された譲渡書類の引渡しと引換えに、落札車両の譲渡書類を落札店に引渡す。
4. 当社は、落札店が落札した車両の落札車両代金等の全部または一部の支払を不履行している場合には、当該落札車両代金等の支払を完了するまでの間、又、当該落札車両においてクレーム申請中は、前2項の譲渡書類の引渡しを留保することができる。

### 第 35 条(落札車両の名義変更)

1. 落札店は、車検付車両の譲渡書類を受領した後、当社からの書類発送日から起算し1ヶ月以内に落札車両の名義の移転、もしくは抹消登録を完了しなければならない。ただし、落札車両が一時抹消登録(軽自動車における返納)の場合は除く。車検切れ車両の場合の名義変更の扱いは、別途オークション諸規程をもって定めるものとする。
2. 落札店は、前項の登録名義の移転等を完了した場合、前項の期限までにその登録書の写しを当社に送付しなければならない。なお、同書類を送付する際は、落札店名、出品番号及びオークションの日付を必ず記入するものとする。FAXにて送付する場合は、送信後、必ず電話で到着確認をするものとする。
3. 落札店は、落札車両の旧所有者に関する個人情報を善良な管理者の注意をもって扱う義務を負う。万が一、当該情報を第三者に流出した場合には、直ちにその事態を当社に対して報告し、またその損害について一切の責任を負うものとする。
4. 落札店は、落札車両の旧所有者に関する個人情報を名義変更の事務に関する目的以外で利用してはならない。

### 第 36 条(譲渡書類遅延のペナルティ)

出品店が第34条第1項の期限までに譲渡書類の全部または一部の引渡しを怠った場合、当該出品店は、書類規程に定めるペナルティを落札店に支払わなければならない。(但し、ユーザー出品車両は上記の限りではなく、別途ユーザー出品車両規程に定めるものとする)

### 第 37 条(名義変更遅延のペナルティ)

落札店が、第35条で定める登録の完了及び当社に対する通知を怠った場合、当該落札店は、書類規程に定めるペナルティを当社に支払わなくてはならない。

### 第 38 条(譲渡書類紛失または失効のペナルティ)

落札店は、落札車両について引渡された譲渡書類の全部または一部を紛失し、あるいはその効力を失効させた場合、書類規程に定めるペナルティを当社に支払わなければならない。

## 第7章 車両代金等の決済

### 第39条(出品店に対する成約車両代金等の決済)

1. 出品店は、出品車両が流札した場合、出品手数料を、オークション開催日を含む7日以内に、銀行振込により支払わなければならない。ただし、支払期日の最終日が、銀行休業日に到来する場合は、その前営業日をもって期日の最終日とする。
2. 当社は、出品車両が成約した場合、成約した車両代金から出品手数料、成約手数料その他の費用およびそれに係る消費税を差引いた残額(以下「成約車両代金等」という。)を出品店に対して支払うものとする。
3. 当社による出品店への成約車両代金等の支払は、出品店が当社に対して成約車両及び譲渡書類の引渡しを完了し、かつ落札店が当社に対して落札車両代金等の支払が完了した日から最大7営業日以内に手続きを行うものとする。
4. 当社が相当と認めた場合には、出品店が当社に対して成約車両及び譲渡書類が引渡された日の翌営業日に、当社は落札店に代わって成約車両代金の立替払の手続きを開始できるものとし、落札店は当該立替払に予め同意するものとする。
5. 当社は、成約車両代金等の支払い時に、出品店が当社に対して負担する債務がありかつ当該債務の期限が到来しているときは、当該成約車両代金等より上記債務を差し引いた残額を、出品店に対して支払うものとする。

### 第40条(落札車両代金等の決済)

1. 落札店は、落札車両代金等を、落札車両の最短引取予定日の前日までに当社に銀行振込により支払わなければならない。(ただし、支払期日が銀行休業日に該当する場合は、その前営業日をもって期日の最終日とする。なお、当該支払期日は、当社が発行する請求書に明記されるものとする。)
2. 前項の期日までに落札車両代金等の入金が確認できなかった場合、落札店は当社に対して入金遅延ペナルティ5万円を支払わなければならない。
3. 落札店は、落札車両についてクレームが存する場合でも、その解決とは別に、前項の期限までに、当社に対して、落札車両代金等を支払わなければならない。
4. 落札車両の所有権は、落札店が当社に対して落札車両代金等を支払い、当社と出品店もしくはユーザーとの決済が完了した時に落札店に移転する。但し、クレーム申請中はこの限りではない。

### 第41条(落札車両代金等不払いの場合の措置)

落札店が落札車両代金等の支払を遅延し、当社が催告した期限までに当該落札車両代金等を支払わない場合には、当社は、落札車両を改めてオークションに出品して売却し、落札車両代金に充当することができる。この場合、売却した車両の代金を充当しても、落札車両代金等及び遅延損害金に不足が存する場合は、落札店は、当社が指定した期日までに残額を支払うものとする。

### 第42条(落札車両の引渡し)

1. 落札店は、第40条第1項に定める期日までに落札車両代金等を入金後、車両の引渡しを受けることができるものとする。但し、落札車両にてクレーム申請中の場合はこの限りではない。
2. 当社は、落札店への成約通知後、出品店もしくはユーザーの車両引き取り希望日程に従って、当社が提携する陸送会社に対し陸送発注を行う。落札店への納車日は、陸送会社が指定する最短日程を優先し、陸送会社と落札店との間で確定するものとする。一度確定した納車予定日を落札店都合にて変更した場合、当該車両はクレーム対象外とする。詳細は、クレーム規程に準じる。
3. 出品店もしくはユーザーからの車両引取日から起算して4日間以上、当社への事前の報告なく、落札店都合により陸送及び納車が滞った場合、当社は納車遅延ペナルティ1万円に加え、引取日から起算して5日目以降は、1日毎に3,000円の追加ペナルティを加算・請求する。その後落札店より、事態報告があった時点で、当社は車両引き渡しが完了したものと看做す。

### 第43条(落札限度額)

1. 当社は、会員について落札限度額を定めることができる。
2. 当社は、前項により定めた落札限度額を随時変更することができる。

3. 落札限度額を定められた会員は、落札限度額の範囲内に限り、車両を落札することができる。落札限度額の範囲内か否かの判断は、オークションにおいて生じた当該会員の未決済の落札車両代金等の額を合算して判断するものとする。

#### 第 44 条(自動車税相当額の負担)

1. オークションにおける自動車税相当額は、車両価格の平準化を目的として、当社所定の月割り想定金額を利用するものとする。月割り想定金額は標準税率を基準とし、制限税率による都道府県ならびに市町村対応および軽減税率対応、その他の特例等への対応はなされないものとする。月割り想定金額は車両価格を算定しやすくするための当社所定の設定金額であり、個別の税金金額を特定・確定するものではない。会員は、月割り想定金額と実際の税金金額に差異がある場合には、差異分が車両価格内に含まれることを予め承諾するものとする。
2. 出品店及びユーザーは、譲渡書類の引き渡し予定月末日までの自動車税相当額を負担し、落札店は、譲渡書類の引き渡し予定月の翌月(軽自動車の年度末落札は翌年度分)以降分の自動車税相当額を負担しなければならない。
3. 自動車税相当額の精算方法については、オークション諸規程に定めるものとする。

#### 第 45 条(遅延損害金)

会員がカープライスグループに対する債務の支払を怠ったときは、別段の定めがない限り、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

#### 第 46 条(期限の利益の喪失)

会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、当該会員がカープライスグループに対して負担する全ての債務につき、当然に期限の利益を喪失するものとする。

1. 本規則及びオークション諸規程に違反したとき
2. カープライスグループに対して負担する債務の履行を1つでも怠ったとき
3. 会員及び会員の代表取締役に関し、破産、個人再生、民事再生、会社更生その他これらに類する手続きの開始申立てがなされたとき
4. 会員が振出したまたは裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき。又は、その他一般の支払を停止したとき
5. 会員の債権、資産に対して、他より仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき

#### 第 47 条(債権債務の相殺)

カープライスグループに属する企業(以下、「カープライスグループ企業」)が会員に対して債権を有し、他の一員が会員に対して債務を負担する場合において、当該債務について期限が到来している場合には、カープライスグループ企業は、会員に対して相殺を主張することができるものとし、会員は当該相殺について予め承諾するものとする。

#### 第 48 条(振込手数料および送付費用)

1. 会員から当社に対する支払、または当社から会員に対する支払の際の振込手数料、及びその他銀行手数料は、送金者が負担する。
2. 会員が当社に対し、書類等を送付する場合の送付費用は送付者が負担する。

## 第 8 章 クレーム・契約解除

#### 第 49 条(クレームの申立て)

会員は、オークション取引において、クレームがある場合、当該落札車両1台につき、原則1回のみクレーム申立てが可能とする。申立ての期限は、別段の定めがない限り、落札店への車両納車日の翌日15:00までとする。但し、落札店都合により納車日が引取日の7日目以降の受取となった場合や、一度確定した納車日が落札店都合で変更された場合はクレーム対象外とする。詳細は、クレーム規程に準じる。

#### 第 50 条(車両売買契約の解除)

契約解除の要件等のクレームについては、クレーム規程その他のオークション諸規程に定めるものとする。

#### 第 51 条(キャンセルペナルティの支払による解除)

前条にかかわらず、落札店及び出品店は、定められた時間内に限り、オークション諸規程に定めるペナルティを支払うことにより、成立した車両の売買契約を自己都合によって解除することができる。(但し、ユーザー出品車両はこの限りではなく、別途ユーザー出品車両規程に定めるものとする)

#### 第 52 条(車両売買契約解除と当社の責任)

当社は前2条の契約の解除によって生じる損害につき、オークション諸規程に定めるペナルティ以外の一切の損害賠償の責を負担しない。

#### 第 53 条(クレームの斡旋・仲裁)

1. 会員は、オークション取引に関するクレームについては、理解と誠意を持って対応するものとし、クレームの円満かつ迅速な解決を実現するよう努めなければならない。
2. 当該オークション取引についてクレーム申立てがあった場合、本規則、その他オークション諸規程等に基づき双方は、解決を図るものとする。

## 第 9 章 車両損害等

#### 第 54 条(盗難事故と損害)

1. 落札された会員出品車両が出品店管理下において盗難事故に遭った場合、出品店の責に事由による場合に限る、落札価格をその損害の限度額として、出品店は落札店に対しペナルティを支払うものとする。
2. 盗難による部品損害については、標準装備品および装備が出品票に明記されたものに限り損害として認められるものとし、中古部品時価相当額を持って損害の限度額とする。
3. 車両引渡し後の盗難については、当社は一切の責任を負わない。
4. ユーザー出品車両がユーザー管理下において盗難や交通事故にあった場合、警察への盗難届、事故届、提出受理をもってユーザー免責とし、当社も一切の責を負わないものとする。

## 第 10 章 退会・紛争処理

#### 第 55 条(退会)

会員は、退会を希望する際は、当社に対し、当社指定の退会届けにより申出し、当社が認めた時、退会の効力が発生する。

#### 第 56 条(合意管轄)

会員と当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに当事者双方は合意するものとする。

付則

カープライス株式会社

# ユーザー出品車両規程

2018年11月09日

## 第1条(ユーザー保有車両の出品)

1. 当社は、ユーザーの依頼によってその保有車両を検査し、オークションへの出品を受け付けることができる。尚、出品にあたり、当社は車両の検査をカープライス・パートナーに委託することがある。
2. 出品車両の基準はオークション規約第25条に準ずるが、以下についてはユーザー車両の性質を鑑みその限りとせず、当社も責任を負わない。
  - 1) 出品時の残燃料が10リットル以上あること。(万が一、陸送にあたり燃料が足りない場合、その費用は落札店が負担すべきものとする)
  - 2) 車両の車内外が清掃済みであること

## 第2条(所有権付き車両の出品)

ユーザーは信販会社等の所有権が付いた車両をオークションへ出品することができる。所有権付き車両が成約した際は、当社が所有権解除手続きを行った上で、譲渡書類を落札店へ引渡すものとする。

## 第3条(ユーザー出品車両の落札)

1. 会員は、ユーザー出品車両のオークションに参加し、車両を落札することができる。
2. ユーザー出品車両への応札にあたって、会員は出品票に記載された車両及び譲渡書類の引き渡し予定時期を十分に確認しなければならない。加えて、落札店は、上記予定時期はユーザー車両の性質上落札後に変更しうることを予め了承しなければならない。尚、ユーザー出品車両については、車両及び譲渡書類の引き渡しの遅延・売買契約解除等によるペナルティは適用されない。
3. ユーザー出品車両への応札にあたって、会員はオークション出品日翌日から数えて3日間自らの応札価格を維持することを約束しなければならない。
4. ユーザーが、オークション落札価格での車両の売却に合意した時、当社は速やかに、落札店に対して成約の通知を行うものとする。

## 第4条(落札店都合による契約の解除)

落札店は、当社からの成約通知より1時間以内に限り、当社に対する契約解除金10万円を支払って当該車両の売買契約を解除することが出来る。

## 第5条(ユーザー出品車両における自動車税還付請求権譲渡書の取り扱い)

落札したユーザー車両の抹消登録を行った場合、自動車税未経過分の還付手続きは譲渡書類に付属する自動車税還付請求権譲渡書をもって落札店が自ら行うものとする。但し、車検証の登録(交付)年月日が当年度4月以降の車両には同譲渡書が付属しないことを落札店は予め承諾しなければならない。

## 第6条(課税保留車両の抹消義務)

車検切れ車両の内、課税保留の状態となっているユーザー出品車両を落札した場合は、落札店は名義変更期限内に抹消登録を行わなければならない。

以上

# 会員出品規程

2018年11月09日

## 第1条(出品と手続)

1. 会員は自社で保有する車両をカープライスのオークションに出品することができる。
2. 出品車両の基準はオークション規約第25条に準ずるものとする。
3. 出品の申し込みは、オークション出品票への署名をもって完了されたものとする。出品票は、カープライス・パートナーが代行記入し、出品店がその内容を承認するものとする。出品票の内容・表現についての責任の一切は出品店が負うものとする。
4. 出品日時、オークション順序、各コーナーの振分け(出品番号の決定を含む)は、カープライスに一任するものとする。

## 第2条(出品店の義務)

1. 出品店は、出品車両および出品票、譲渡書類を入念に点検し、車両の仕様または不良箇所が正確に記入されていることを確認し、クレームの発生を未然に防止する努力をしなければならない。
2. 出品店は、掲載する画像または文字データで確認することのできる装備、付属品等の欠品、不具合等について、カープライスの判断でクレーム対象となる場合があることに留意しなければならない。
3. 出品店は、成約した車両の瑕疵が出品票の記載と著しく異なる場合には、カープライスの判断によりクレーム対象となることに留意しなければならない。

## 第3条(出品・成約手数料)

1. 出品店は、出品に際し、当社に対して以下出品手数料を支払うものとする。当該手数料は、出品申し込みが完了した時点でその支払い義務が生ずる。

出品手数料 10,000円(税別)

2. 出品店は、出品した車両が成約した場合には、当社に対して以下成約手数料を支払うものとする。

成約手数料 10,000円(税別)

## 第4条(出品のキャンセル)

1. 出品店は、オークション開始の30分前までであれば、出品を取り消すことができる。尚、出品を取り消した場合も、出品店は当社に出品手数料支払いの義務を負う。
2. オークション開始30分前を過ぎて、出品を取り消した場合、出品店は、出品手数料に加え、車両1台につき当社が定めるキャンセルペナルティを当社に支払うこととする。

キャンセルペナルティ 20,000円

## 第5条(成約と付随する手続)

1. 出品した車両は、希望売り切り価格を超えた場合、あるいは出品店がカープライスに対しオークション最終価格での売却意思を申し入れた時点で、成約が確定する。その際、当社は速やかに、落札店に対して成約の通知を行うものとする。
2. 成約後、出品店は成約車両に関する譲渡書類を、オークション開催日を含む7日以内に当社に引渡さなければならない。譲渡書類の引き渡し方法は原則郵送のみとし、これに係る費用は出品店負担とする。
3. 落札店が落札車両の抹消登録を行い、当社がそれを確認したとき、当社は落札店に代わって出品店に対し、抹消登録の翌月以降の自動車税相当額支払いを請求するものとする。出品店は、請求から7日以内に当社にこれを支払わなければならない。
4. 当社では、自動車税還付請求権譲渡書の取扱いは行わない。(ユーザー出品車両はこの限りではなく、別途ユーザー出品車両規定に定めるものとする)
5. 出品者の都合により謄本渡しとする場合は、出品時に「車検無し」と記載しなければならない。
6. オークション出品時点で車検有効期間が1ヶ月未満の車両については、落札店は一時抹消登録の状態での書類引き渡しを希望することができ、出品店はこれに従わなければならない。

第 7 条(禁止事項)

当社は、出品店が自己出品車両にオークションに参加する行為、または他人に依頼して類似の行為をすることを禁止する。

以上

# 落札規程

2018年11月09日

## 第1条(落札店義務)

落札店は次のことを義務として有するものとする。

1. 落札しようとする出品車両について出品票の内容及び掲載写真を十分に確認すること。
2. 出品車両のすべてが整備済み車両と判断せず、落札後、点検および整備を要するとの認識を持つこと。
3. 落札した場合は、当社から送付する請求書を速やかに確認すること。
4. 落札後クレーム申告期限内に落札車両と出品票の内容との相違が無いことを再確認すること。
5. 落札車両のクレームについては、その解決に建設的に協力すること。クレームに係わる車両であってもその車両代金は規程通り支払うこと。
6. 落札車両の譲渡書類は到着後速やかにその内容を確認すること。
7. 落札車両の名義変更は書類規程を遵守すること。
8. 落札車両の元の名義人に対し、迷惑のかかる行為を行わないこと。
9. 落札店は、落札車両の第三者への転売後に発生したクレームに対し、自己の責任においてその解決に当たることとする。
10. 落札店が、当社にクレーム等に関する何らかの請求権を有する場合、その権利を第三者に譲渡できないものとする。
11. 他のAA会場への搬入、展示・商談、加修等をおこなった車両はクレーム対象外とする。

## 第2条(落札手数料)

落札店は、車両を落札した場合には、以下落札手数料を支払うものとする(但し、ユーザー出品車両についてはこの限りでなく、別途定める「ユーザー出品車両の落札手数料テーブル」を適用するものとする)。

落札手数料	10,000円(税別)
-------	-------------

## 第3条(車両所有権の移転)

落札車両の所有権は、落札価格及び関連する消費税、リサイクル預託金、自動車税未経過分相当額、陸送費用の合計金額(以下、「落札車両代金等」という)が落札店より当社銀行口座へ入金され、これを当社が確認した時点で、当社から落札店に移転する。

## 第4条(落札車両引き渡し)

1. 出品車両の引き渡し可能予定時期は、オークションに際し出品票に記載される。落札後、出品店もしくはユーザーからの車両引取り日および落札店への納車予定日が決まり次第、カープライスもしくはカープライスが提携する陸送会社より、落札店へ遅滞なく通知するものとする。
2. 落札店は、落札車両代金等の入金前に落札車両を引き取ることはできない。
3. 落札車両は、すべてカープライスにて陸送手配を行うものとし、落札店へ費用請求する。陸送方法を自走とするか積載とするかの判断は、落札店より特段の希望がない限り、当社が行うものとし、落札店はその判断に従う。

## 第5条(譲渡書類)

譲渡書類は代金入金後、当社より落札店宛に送付するものとする。

## 第6条(自動車税相当額)

落札店は落札車両が登録ナンバー付の場合、譲渡書類の引き渡し予定月の翌月(軽自動車の年度末落札は翌年度分)以降分の自動車税相当額を当社に支払い、名義変更の結果により必要に応じて精算を受けるものとする。(ユーザー出品車両はこの限りではなく、別途ユーザー出品車両規定に定めるものとする)

## 第7条（落札店の代金の決済）

落札店の代金の決済は次の通りとする。

1. カープライスはオークション成約を通知後、落札店に対して請求書を発行する。落札店は、同請求書に基づき、落札車両代金等を、落札車両の最短引取予定日の前日までに請求書にて記載された当社銀行口座に入金する（ただし、支払期日が銀行休業日に該当する場合は、その前営業日をもって期日の最終日とする。なお、当該支払期日は、当社が発行する請求書に明記されるものとする。）。
2. 上記に関連する振込手数料及び銀行手数料は、落札店負担とする。
3. 指定の期日までに落札車両代金等の入金が確認できなかった場合、落札店は当社に対して入金遅延ペナルティ5万円を支払わなければならない。
4. 落札店は、落札車両代金等を如何なる債権とも相殺できないものとする。

## 第8条（落札店都合による契約の解除）

落札店は、オークション開催日の定められた時間内（該当車両成約後1時間以内）に限り、当社を通してキャンセルペナルティ10万円を出品店へ支払い、当該車両の売買契約を解除できるものとする。この際、落札店は当社に対して出品手数料、落札手数料及び成約手数料を別途負担しなければならない。（尚、ユーザー出品車両は上記の限りではなく、別途ユーザー出品車両規程に定めるものとする）

## 第9条（出品店都合による契約の解除）

オークション開催日の翌日までに出品店から契約解除の申し出があった場合、落札店はこれを受け入れるものとし、出品店は当社を通して落札店にキャンセルペナルティ10万円を支払い、当該車両の売買契約を解除できるものとする。この際、出品店は当社に対して出品手数料、落札手数料及び成約手数料を別途負担しなければならない。（尚、ユーザー出品車両の売買契約のユーザー都合による解除の場合は上記の限りではなく、ペナルティその他解除に伴う一切の手数料は発生しないものとする。）

## 第10条（禁止行為）

落札車両の元の名義人に対し、いかなる場合でも迷惑行為を行うことを禁止する。また、以下の迷惑行為が発覚した場合ペナルティとして20万円、さらに迷惑行為を止めるよう通知を行ったにも関わらず、解決の努力を怠った場合は、ペナルティとして更に20万円を当社に対して支払うものとする。元の名義人からの損害賠償について当社は一切の責任を負わず、落札店は上記のペナルティに加え、自己の責任と名前において、必要な賠償を行うこととする。

1. 名義変更前の交通違反
2. 名義変更前の車両放置
3. 落札車両の元の名義人への直接連絡
4. 落札車両の元の名義人に関する情報の流用

## 第11条（非課税車の消費税返還）

落札車両が福祉車両等による消費税非課税車であったことが判明した場合、当社は、落札した開催日より7日以内に申告された場合に限り、消費税の返還を行うものとする。

以上

# 検査規程

2018年11月09日

## 第1条（検査）

1. 当オークションに出品する全ての出品車両は、当社の認めた検査員による検査を経て出品するものとする。（X点は除く）
2. 検査員は、JAAI又は当社の検査員資格基準により認定を受けた者とする。
3. 検査員の行う検査は、出品車両の車両状態をチェックし、出品票にその結果を掲載する。
4. 出品車両の評価点は、当社の評価基準に基づいてコンピュータが算出し、付与する。
5. 検査員は、細心の注意をもって車両を検査し、出品票へ正確な情報を記載する義務があるが、当社はその正確性を保証しない。
6. オークション出品票に付帯する車両写真で確認できる点は、写真の情報が優先される。従って、添付写真にて確認できる内容に関しては、出品票内容と車両の相違をクレーム対象としない。

## 第2条（採点基準）

評価点の採点基準は本規程下表の通り定める。

## 第3条（検査結果の尊重・維持）

当社の検査員が行った検査結果並びに評価点は、当社、及び検査員以外において訂正、抹消が出来ないものとする。

### <評価基準と査定検査用語定義>

- ・修復歴車とは、JAAI基準に準ずるものを意味する。但し、当社が判断した軽微な損傷車はこの限りではない。
- ・接合車とは、他車の部品(中古部品)を用いて、事故骨格を含む複数パネルを一体で交換(接合)しているもので、当社が接合車と判断したものとする。
- ・災害車とは
  1. 冠水車:災害や浸水などによって、水または泥等が室内に流れ込んだもので、当社が冠水車と判断したもの。
  2. 火災車・消火剤噴霧跡:災害・火災・消化剤噴霧跡等により、著しく商品価値が低い状態と当社が判断したもの。
  3. その他:当社が災害車と同等であると判断したもの。

[表] 評価点採点基準 出品車両の評価点採点基準

点数	登録	走行距離	基本内容及び状態	外装評価	内装評価
S	12か月未満	5,000km以内	無傷で新車に近いもの	A	A
5	5年未満	50,000km以内	ほとんど無傷、無補修であるもの	A	A
4.5	制限なし	100,000km以内	軽微で目立たない加修跡、小キズ、小凹み有り。内装は良好なもの	B以上	C以上
4	制限なし	150,000km以内	内外装ともに補修で4.5点基準に準ずるもの。年式及び走行距離相応のダメージがあるもの。	C以上	C以上
3.5	制限なし	200,000km以内	外装に補修を要する傷、凹みがあるもの。内装に汚れ、傷、破れなどがあるもの。骨格部以外の溶接部位交換車。走行不明車、メーター改竄車。全塗装車。	D以上	D以上
3	制限なし	制限なし	内外装に多大な補修を要するもの。大きな腐食により钣金を要するもの。機関・機構に重大な不具合があるもの。色替車。	D以上	D以上
2	制限なし	制限なし	商品価値の低いもの(粗悪車等)。多くの補修を要するもの	D以上	D以上
1	制限なし	制限なし	雹害車、冠水車、消火剤散布歴車(消火器噴霧車)、その他災害車、改造車(非公認)等	なし	なし
R	制限なし	制限なし	修復歴のあるもの、修復の必要なもの。ホワイトボディ車。キャビン交換車など。	なし	なし
X	制限なし	制限なし	クラシック車種(旧車)、レプリカ車、特殊車両等の評価の困難なもの。通常検査不能車。	なし	なし
事故現状	制限なし	制限なし	事故現状車、不動車(バッテリー上りは除く)	なし	なし

#### 外装評価

- A: ダメージのないもの、もしくは軽微な瑕疵があるもの
- B: 気になる瑕疵が複数あるもの
- C: 目立つ瑕疵があるもの。バンパー、ガラス、幌、スクリーンに大きな瑕疵があるもの。大きな傷があるもの
- D: 目立つ瑕疵が複数あるもの。大きな瑕疵があるもの。目立つ腐食があるもの

#### 内装評価

- A: ダメージのないもの、もしくは軽微な瑕疵があるもの
- B: 軽微な瑕疵が複数あるもの。切れ、破れ、焦げ穴、ノリ跡、ノリ付きなどが若干あるもの
- C: 気になる瑕疵が複数あるもの
- D: 目立つ瑕疵が複数あるもの

破損種類	記号	破損度合い		
		1	2	3
傷	A	名刺サイズ程度	名刺サイズ以上A4サイズ程度	A4サイズ以上
凹み	U	名刺サイズ程度	名刺サイズ以上A4サイズ程度	A4サイズ以上
補修跡・塗装波	W	良好な補修跡	塗装面に凹凸(波)やザラつき、気泡や多少の液垂れ、他のパネルとの色調(色合い)に違いがあるもの	再塗装が必要なほどの粗さやムラがある補修跡(塗装跡)
塗装剥げ・要塗装	P	名刺サイズ程度	名刺サイズ以上A4サイズ程度	A4サイズ以上
腐食	C	名刺サイズ程度	名刺サイズ以上A4サイズ程度	A4サイズ以上
錆	S	名刺サイズ程度	名刺サイズ以上A4サイズ程度	A4サイズ以上
曲がり	B	名刺サイズ程度	名刺サイズ以上A4サイズ程度	A4サイズ以上
割れ	T	名刺サイズ程度	名刺サイズ以上A4サイズ程度	A4サイズ以上
飛び石傷	G	飛び石が当たってついた極小の点傷や塗装ハガレ、ガラスの点傷(Gのみ記載。G1やG2などの表現はない。)		
穴	H	ボディに穴が開いている部分(Hのみ記載。H1やH2などの表現はない。)		
交換済(跡)	XX	ボルト回し跡がある、シーラーが手塗りまたは後塗り、パネル内面が黒色の場合(XXのみ記載。XX1やXX2などの表現はない。)		
ガラスヒビ	GT	ガラスにヒビが入っているもの		

以上

# 書類規程

2018年11月09日

## 第1条(書類の完備)

譲渡書類とは、全国の運輸支局又は検査登録事務所(軽自動車の場合は軽自動車検査協会)で登録のために必要な書類のことをいう。出品店は、委任状・譲渡証明の所有者名、住所、車台番号等を記入の上、当社へ送付する。譲渡書類のうち、印鑑証明書、委任状、その他各証明書等の残余有効期限は当社到着時で1ヶ月以上あることを要する。

落札車両の納税証明書不備は、書類不備としない。

## 第2条(譲渡書類の引渡)

落札車両代金等の合計額が落札店より当社指定の銀行口座へ入金され、これを当社にて確認後、当社は、譲渡書類を落札店へ郵送するものとする。但し、クレーム申請中はこの限りではない。

上記にて、落札店が落札開催日以前に落札した別の未決済車両がある場合、その決済が完了しない限り、譲渡書類の引渡しは行われぬ。譲渡書類の引渡し方法は、全て落札店へ郵送するものとする。

## 第3条(自賠償保険証明書)

車検付車両の書類には、車検満了日を満たしている自賠償保険証明書を書類に添付することとする。

## 第4条(保証書・後日部品等)

保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの且つ、保証継承が可能な状態であるものをいう。但し、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページや個人情報情報が削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認が出来る場合に限り保証書とみなす。保証書は原則車両に積載され、車両とともに引き渡されるものとする。

後日部品とは、車両に積載せずに別送されるべき部品のことをいう。ユーザー出品車両に付属する後日部品の別送料金は落札店負担とする。

落札店は、出品票に後日部品が有り記載のあるもので、車両もしくは譲渡書類到着時これらが無い場合は到着が遅かった方の翌日15:00迄にその申告をしなければならない。当該期間内に申告がなされなかったものについては、当社は一切の責任を負わないものとする。

## 第5条(リサイクル預託金)

申告されたリサイクル預託金額に過剰申告があった場合は、落札店がオークション開催月の翌月末日迄に当社へ申告した場合に限り、当社は、過剰金額の返金をするものとする。

## 第6条(書類ペナルティ)

### 譲渡書類の提出遅延ペナルティ

出品店が当社への譲渡書類提出期限(オークション開催日を含む7日以内)を怠った場合、譲渡書類の提出遅延ペナルティが発生する。出品店は、譲渡書類の提出遅延ペナルティ発生後、当社からの請求受領後3営業日以内に、当社を通して落札店へ以下に定める譲渡書類の提出遅延ペナルティを支払うものとする。(但し、ユーザー出品車両は上記の限りではなく、別途ユーザー出品車両規程に定めるものとする)

尚、オークション開催日を含め、出品店の譲渡書類の提出の遅延が21日を経過した場合は、落札店からのキャンセルが可能となる。譲渡書類の提出遅延が21日を超えたためにキャンセルとなった場合は、出品店は当社からの請求書を受領後、3営業日以内に当社を通して落札店へ以下に定めるキャンセルペナルティを支払うものとする。但し、落札店がキャンセルする場合は、その時点までの譲渡書類の提出遅延ペナルティは発生しないものとする。

譲渡書類の提出遅延ペナルティ	10,000円(1車両につき) 以降、1日経過毎に2,000円を加算
キャンセルペナルティ	100,000円

(落札店の販売遺失利益、迷惑料は一切認めない。また、オークション開催日の翌日までは、ペナルティなしで当社によるキャンセルを可能とする。)

### 書類差替えペナルティ

落札店による、手続き遅延に起因した譲渡書類の有効期限超過、書き損じなどが発生した場合等、落札店の都合により、譲渡書類の差替えを依頼する場合は下記の書類差替えペナルティが発生する。

落札店は、当社(ユーザー出品車両の場合)又は出品店(会員出品車両の場合)へ、書類差替えペナルティの支払いを行い、入金を確認した後、当社は落札店に対して差替える書類を発送するものとする。但し、差し替える書類の発送につき、出品店又はユーザーの協力が得られない場合は、その対応につき、落札店と当社の間で協議し、合意により定める。

#### 書類差替えペナルティ

印鑑証明書	30,000円
委任状	20,000円
譲渡証	20,000円
その他証明書(謄本・抄本・住民票等1枚につき)	20,000円
記入申請書	20,000円
※上記金額+実費	

### 書類紛失ペナルティ

落札店が譲渡書類を紛失した場合は、書類紛失ペナルティが発生する。(自賠責保険証明書は再交付しない。)落札店は、書類紛失が判明した場合、直ちに当社へ通知するものとし、3営業日以内に、当社(ユーザー出品車両の場合)又は出品店(会員出品車両の場合)へ、書類紛失ペナルティを支払うものとする。

落札店が当社指定の銀行口座へ書類紛失ペナルティの支払いを行い、当社が入金を確認した後、当社は落札店に対して書類を発送するものとする。但し、書類の発送につき、出品店又はユーザーの協力が得られない場合は、その対応につき、落札店と当社の間で協議し、合意により定める。

#### 書類紛失ペナルティ

《普通車》	100,000円(実費含む)
《軽自動車》	50,000円(実費含む)

※紛失したことに對する念書の提出が必要となる。

### 名義変更遅延ペナルティ

書類発送日から1ヶ月以内に(但し、出品票に名義変更希望日が記載されている場合は、出品票に記載された日付までに)移転登録または抹消登録をしない場合は、名義変更遅延ペナルティが発生する。落札店は、ペナルティ発生から3営業日以内に、当社(ユーザー出品車両の場合)又は出品店(会員出品車両の場合)へ、以下に定める名義変更遅延ペナルティを支払うものとする。

名義変更期限より	1～7日遅延	10,000円
	8～14日遅延	20,000円
	15～21日遅延	30,000円

以降、上記計算方法により1日経過毎に10,000円を加算

※書類期限切れ、書き損じ、紛失による書類差替えの場合は、書類差替えペナルティや書類紛失ペナルティを適用とし、原則として名義変更遅延ペナルティは徴収しない。

落札店が、車検継続検査、12ヶ月法定点検、メーカーディーラーへの保証継承検査及び不認証工場によるその他分解整備を第三者機関に委託する場合、個人情報保護の観点で名義変更完了後に委託を行うものとする。但し、陸運支局への持ち込み車検継続検査は除く。落札店がこれに反した場合、ペナルティ5万円を支払うこととする。

### 名義変更報告遅延ペナルティ

落札店が名義変更報告の期限を怠った場合は、名義変更報告遅延ペナルティが発生する。落札店は、ペナルティ発生から3営業日以内に、当社(ユーザー出品車両の場合)又は当社を通して出品店(会員出品車両の場合)へ、以下に定める名義変更報告遅延ペナルティを支払うものとする。

名義変更報告遅延ペナルティ 10,000円

※譲渡書類の提出有効期限切れ、書き損じ、紛失による書類差替えの場合は、書類差替えペナルティや書類紛失ペナルティを適用とし、原則として名義変更報告遅延ペナルティは徴収しない。

### 登録拒否ペナルティ

落札店が登録等を行った時点で、譲渡書類では確認不可能な隠れた瑕疵において、その登録が出来なかった場合、登録拒否ペナルティが発生する。尚、解除開始日より21日以上解除ができない場合は、落札店からのキャンセルが可能となる。登録拒否ペナルティ発生後、10営業日以内に、当社を通して出品店(会員出品車両の場合)が、落札店へ以下に定める登録拒否ペナルティを支払うものとする。但し、ユーザー出品車両の場合は、本ペナルティ対象外とする。

登録拒否ペナルティ発生時 10,000円  
以降、7日経過毎に10,000円を加算

キャンセルペナルティ 100,000円+実費  
(落札店の販売遺失利益、転売後の費用、迷惑料等は認めないものとする)

※申告期限については、オークション開催日から1ヶ月以内とする。

※解除完了日とは陸運局において登録が可能となったことが確認できた日付をいう。

### 交通違反ペナルティ

落札店が名義変更前に起こした交通違反(駐車違反等)に関わる行為により出品店又はユーザーに迷惑をかけた場合は、交通違反ペナルティが発生する。落札店は、交通違反をした場合、直ちに当社へ通知するものとし、3営業日以内に、当社(ユーザー出品車両の場合)又は当社を通して出品店(会員出品車両の場合)へ、以下に定める交通違反ペナルティを支払うものとする。

交通違反ペナルティ 100,000円

### 第7条(その他)

落札時の名義変更報告の遅延等が再三にわたる会員について、当社はオークションの参加を制限することができる。

以上

# クレーム規程

2018年11月09日

## 第1条（総則）

1. 本規程は、当社が主催するオークションにおけるクレーム処理について定めるものとする。
2. 当社は車両の出品に際して、十分な検査を行い、クレームの発生を事前に防止するよう努める。また、出品票には車両の品質・瑕疵の程度等必要事項を正確に記載する。
3. 落札店は出品票及び添付写真を十分確認し、落札した際はクレーム申告期限内に出品票及び添付写真と当該車両との差異がないか再度確認しなければならない。
4. クレームが発生した場合、出品店及び落札店は当社と協力してクレームの早期解決に努力しなければならない。
5. クレームは、出品店、及びユーザーに対するものであり、当社がその解決代行を行う。
6. 落札店がクレームを、出品店あるいはユーザーに直接訴えた場合、当社の判断にてペナルティの対象とする。（ペナルティ50,000円＋当社判断による処分）

## 第2条（受付）

1. 落札車両のクレーム受付は、本規程に定める申告期限日時（以下「申告期限」という。）までに申告されたものに限る。
2. 陸送会社の都合による納車遅延を除き、一度確定した納車予定日が落札店都合によって変更された場合はクレームは受け付けない。
3. クレームの受付は、1台につき1回とする。
4. 当社指定外の自動車輸送手段が使用された場合、名義変更書類以外のクレームは受け付けない。
5. クレーム申請は、カープライスホームページ等を介して申請するものとし、所定の方法以外は認められない。システムでのクレーム申請完了時刻を受付時刻とする。

## 第3条（事実の確認）

1. クレーム受付後、落札車両の現状確認のために要する点検は、当社の指定するディーラーで実施し、見積り代等の点検に関する費用は、落札店の負担とする。
2. クレーム処理を公正に行う為に、当社は、事実の確認を次の方法で行う。
  - 1) 当社検査員、代理人もしくは当社の認めた第三者による確認。
  - 2) 映像による内外装損傷の確認
  - 3) 当社の指定陸送会社による車両状態確認書による確認（但し、出品店（もしくはユーザー）、落札店双方の確認サインがある場合に限る）
  - 4) その他の方法による確認
6. 当社が最終裁定を行う為の確認に要した費用（旅費交通費など）は、クレーム等が事実でなかったと判断された場合は落札店負担とする。

## 第4条（裁定）

1. クレーム解決に当たっては、当社の裁定部が、年式、走行距離等を考慮した総合的判断をもって裁定を行う。
2. 当社裁定部が裁定した結果については、如何なる場合も当事者はこれに従うものとする。
3. 裁定の種類は以下の通りとする。
  - 1) キャンセル  
当社（ユーザー出品車両の場合）又は出品店（会員出品車両の場合）は、落札車両代金等、往復陸送代、契約解除金及び当社が認めたキャンセルに関わる実費相当額を負担するものとする。但し、契約解除金及び、実費相当額の負担の有無はクレームの内容により異なる。

2) 値引き

当社（ユーザー出品車両の場合）又は出品店（会員出品車両の場合）は該当する落札車両代金等から、本規程でクレーム項目に定められた値引き金額を減額するものとする。落札店は、機会損失、迷惑料などの損額賠償は請求できないものとする。

3) ノークレーム

①申告内容、点検結果等において、本規程で定める処理基準に当てはまらない場合は、クレームとして認めないものとする。また、不具合でメーカー保証が有効な場合はそれを優先とし、メーカー保証に関わる保証継承にかかる費用は落札店負担とする。

②輸送中の車両についての故障、事故損傷等については、当社は一切責任を負わない。

③内外装に関し、陸送会社からの車両受け取り時に指摘が無い破損等はノークレームとする。車両受け取り時、出品票に記載のない破損等が認められる場合、落札店は陸送会社に対して指摘を行い、搬入書（車両受領書）への記入を依頼するものとする。

④輸入車（並行車）は原則、ノークレームとする。

第5条（処理基準）

1. 落札店によるキャンセル可能なクレーム内容、申告期限及び裁定は次の通りとする。但し、出品票にその状態明記のあるものや、出品票の写真から明らかであるものについては、クレーム対象外とする。

クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間				クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	10年・10万km超	
1	年式（輸入車モデル年式含む）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時：ノーペナキャンセル
2	初年度登録月	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時：ノーペナキャンセル 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 但し、登録月が申告より新しい場合はキャンセルのみ
3	車名	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	当社の裁定による。
4	グレード相違 （パッケージオプション含む）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時：ノーペナキャンセル
5	2WD/4WD	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時：ノーペナキャンセル
6	ディーラー・並行相違	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	
7	型式・排気量	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	
8	ドア・形状	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	

9	定員・積載	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	
10	車歴	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	レンタ・事業用等
11	車検有効期限相違	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	
12	走行距離相違	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	但し、当社が相当と判断した場合に限る。
13	車体色相違	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車体色と色コード（カラー番号）が異なる場合は、色コードを優先とする。
14	色替え	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	必要により現車確認とする。
15	シフト相違	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	AT・MT違い キャンセル時:ノーペナキャンセル
16	冷房の有無	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時:ノーペナキャンセル
17	燃料相違	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ガソリン⇔ディーゼル等 キャンセル時:ノーペナキャンセル
18	セールスポイント欄の不良・有無	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	セールスポイントに記載された装備品が不良、欠品の場合は、年式・走行距離・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
19	装備品欄の有無	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時:ノーペナキャンセル
20	保証書の有無	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	<メーカー規定保証期間内の車両> 値引き時:2万円 <メーカー規定保証期間を経過している車両> 値引き時:1万円
21	長さ・幅・高さ・型式指定・類別区分相違	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	ただし、当社が相当と判断した場合はクレーム対象となることがある。

## 重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間				クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	10年・10万km超	
1	修復歴車	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	必要により現車確認とし、落札価格10万円未満はノークレームとする。
2	溶接パネル 交換車 (リヤフェンダー・ サイドシル・エンド パネル等)	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	評価点3.5点以上に限る。 落札価格10万円未満はノークレームとする。
3	再検査による評 価点「1.5点」 以上の差	車両受取日の翌日 15:00迄	—	ノー クレーム	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時:ノーペナキャンセル 落札価格10万円未満はノークレームとする。
4	粗悪車	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、当社による現車確認の結果、相当と判断したもの。 落札価格10万円未満はノークレームとする。 キャンセル時:ノーペナキャンセル
5	メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時:ノーペナキャンセル
6	タコグラフ交換	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時:ノーペナキャンセル
7	走行不明「#」の申告で、メーター改ざんが立証された場合	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノーペナキャンセルのみとし、諸経費（陸送費やその他にかかる費用）は請求できない。 出品店（ユーザー出品は除く）が関与していることが判明した場合、ペナルティ裁定とは別に制裁を課すことがある。
8	冠水車 (申告なしの場合)	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時:ノーペナキャンセル
9	接合車	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時:ノーペナキャンセル
10	盗難車・遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティ3万円、当社が認める諸経費を当社に返還するものとする。出品店がペナルティや車両代金返還請求に応じられない場合、当社は一切責任を負いません。
11	消火器の散布跡車	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	必要により現車確認とする。

12	エンジン乗せ替え（規格外）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時:ノーペナキャンセル
13	ミッション乗せ替え（規格外）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時:ノーペナキャンセル

### 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

		クレーム事項	クレーム受付期間				クレーム裁定
			評価点付	R点	低価格車	10年・10万km超	
1	内装	内装焦げ・切れ・しみ・異臭	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノークレーム	ノークレーム	但し、当社が相当と判断した場合に限る。 キャンセル不可。
2	内装	雨漏れ	車両受取日の翌日 15:00迄	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、当社が相当と判断した場合に限る。 必要により現車確認とする。 キャンセル不可。
3	内装	ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノークレーム	ノークレーム	但し、当社が相当と判断した場合に限る。 キャンセル不可。
4	内装	内装標準装備品の欠品（ヘッドレスト、シート等）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検（1回目の車検満了）以内の車両、または1回目の抹消までとする。 キャンセル不可。
5	内装	ジャッキ・工具・スペアタイヤ等の欠品	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
6	内装	8ナンバーキットの欠品	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノークレーム	車両受取日の翌日 15:00迄	5万円を上限に値引きとする。
7	外装	ガラス	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノークレーム	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
8	外装	鉄粉・P付着	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
9	外装	塩害	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	必要により現車確認とする。 塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、当社が相当と判断したもの。
10	外装	レンズのヒビ・ドアミラー損傷	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
11	外装	タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	

12	外装	外装標準装備品の欠品	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検（1回目の車検満了）以内の車両、または1回目の抹消までとする。
13	電装	P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
14	電装	マルチV・テレビ・ナビ不良	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
15	電装	イモビ不良	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可とする。（複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。）
16	電装	オーディオ不良	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
17	電装	サンルーフ不良	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
18	電装	エアコン不良	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
19	電装	パワーウィンドウ不良（パワーバックドア含む）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
20	電装	セルモーター・タイコ不良	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
21	電装	メーター類不良（積算計は除く）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。
22	機関	エンジン上部（バルブ・バルブヘッド等不良）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
23	機関	エンジン下部（メタルピストン異音・焼き付き・圧縮不足等）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
24	機関	噴射ポンプの不良または燃料漏れ	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	必要により現車確認とする。
25	機関	ターボ・スパーチャージャー不良および改造	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
26	機関	ラジエーター・ウォーターポンプ不良	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。

27	機構	マフラー不良（腐食等）	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
28	機構	クラッチ滑り	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	
29	機構	MT ミッション不良（ギア鳴き等）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	オイル漏れはノークレームとする。
30	機構	AT ミッション不良（滑り・ショック・タイムラグ等）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	オイル漏れはノークレームとする。必要により現車確認とする。
31	機構	デフ・トランスファー・カップリング不良	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	オイル漏れはノークレームとする。ただし、カップリング不良については、低価格車及び10年・10万Km超はノークレームとする。
32	機構	ドライブシャフト不良	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。1本につき8,000円の値引とする。
33	機構	ABS・ブレーキ不良	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。パット・ローター等の消耗品はノークレームとする。
34	機構	エアバック不良	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	車両受取日の翌日 15:00迄	部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。故意の隠蔽等、悪質であると当社が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
35	機構	ショック・サス不良（エアサス・アクティブのみ）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。
36	機構	パワーステアリング・ボクスカ・ポンプ・4WS不良	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
37	機構	キー違い（エンジンキーとドアキーが違う場合）	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	
38	その他	職権打刻（国産のみ）	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	
39	その他	型式指定・類別番号なし	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	
40	その他	記録簿の有無	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	値引時:2万円

41	その他	ワンオーナー	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時:ノーペナキャンセル
42	その他	メーター(積算計)の故障	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	
43	その他	冠水車(申告ありの場合)	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	
44	その他	装備品欄に関する附属品の欠品	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	部品代2万円以上のものとする。ナビロム、リモコンなど
45	その他	標準装備品に関する附属品の欠品	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	部品代2万円以上のものとする。 ナビロム、リモコン、リモコンキー、充電ケーブル、SDカードなど
46	その他	標準装備品のスマートエントリー・インテリジェントキー欠品	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	部品代2万円以上のものとする。 セールスポイント欄、後日品欄に記載がある場合は、メカニカルキーなどの欠品がないこと。
47	その他	社外品の申告漏れ	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	ノー クレーム	ただし、当社が相当と判断した場合に限る。
48	その他	コーションプレート欠品の申告漏れ	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	
49	その他	車検証備考欄の走行距離相違	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	キャンセル時:ノーペナキャンセル
50	その他	出品票未記載の著しい痛み	車両受取日の翌日 15:00迄	車両受取日の翌日 15:00迄	ノー クレーム	ノー クレーム	処理基準第5条第2項参照

2. 出品表未記載の著しい傷みについての裁定、減額は次の通りとする。

- 1) 内装においては、クリーニングで回復出来るものはノークレーム。リペアの場合は値引き上限3万円を原則とする。
- 2) 外装においては、評価点S~5は損傷レベル1上がるもの、評価点4.5~3は損傷レベル2上がるもののみが減額対象。また、隣接区画にまたがり損傷レベルが合計2上がるもの。(損傷は全種共通とし、最も大きい数値を適用する)。フェンダー・ドア・ステップ・ピラー・バンパーは一区画一律2万円(パール塗装車は+1万円)ボンネット・トランクフードは一律3万円(パール塗装車は+1万円)ルーフは一律5万円(パール塗装車は+1万円)合計値引き上限8万円を原則とする。
- 3) ただし、爪にかかからない程度のキズ、正面から認識できない程度の凹み、1円玉サイズ以下の損傷、底面の損傷は、外装クレーム対象外とする。

第6条(制限)

1. クレームとして認められない内容は次の通りとする。
  - 1) 足廻り、エンジン調整等の調整代及び消耗品の不具合
  - 2) クレーム処理中に当社の承諾無しに名義変更を行った場合

- 3) 第三者に転売、他のAA会場へ搬入、展示・商談をおこなった場合
  - 4) クレームの申し立てをせずに落札車両を補修した場合
  - 5) クレーム受付後、当社が設定した期限までに、落札店がクレーム内容のエビデンス(根拠・証左)の提出を行わない場合は、全てノークレームとなる。
  - 6) 当社の定めるクレームの評価基準及びクレームの評価の内容に対するクレームの申し立て
  - 7) 各部品代が国産車2万円、輸入車5万円未満の場合及び各整備工賃(但し、エンジン・ミッションのオーバーホール・乗せ換え等、内容により、当社の判断で一部整備工賃は制限の対象外とする場合もある。)
  - 8) 輸入車(並行車)として落札された場合
2. 次の車両はクレームの受付を制限する。各用語の定義は、当社「検査規程」に準じるものとする。
- 1) 低価格車(落札額20万円未満)で落札された場合
  - 2) 修復歴車で落札された場合
  - 3) 年式経過車(年式経過10年以上の車。)、または過走行車(走行距離10万km以上の車。))で落札額が50万円未満の場合
  - 4) 2点車(評価点が2点)で落札された場合、内外装ノークレームとする。
  - 5) 1点車(評価点が1点)で落札された場合、内外装ノークレームとする。
  - 6) X点車(評価点がX点)で落札された場合、ノークレームとする。
  - 7) 落札額が10万円以下の場合、ノークレームとする。
3. 本条第1項及び第2項に当てはまる場合でも、当社が認めた場合はクレームを受け付けるものとする。

#### 第7条(譲渡書類)

譲渡書類に関わるクレームは『書類規程』に基づき処理するものとする。

以上